

○ 国民健康保険税率・額

区 分	医療保険分（全ての方）	後期高齢者支援分（全ての方）	介護保険分（40～64歳の方）
所得割率	加入者の 基準総所得×7.64%	加入者の 基準総所得×3.27%	加入者の 基準総所得×3.03%
均等割額	加入者数 × 27,600円	加入者数 × 11,500円	加入者数 × 16,900円
平等割額	1世帯につき20,000円	1世帯につき8,400円	
課税限度額	65万円	24万円	17万円



令和8年度より

子ども・子育て支援金制度がはじまり、子ども・子育て支援金分が加算される。

区 分	医療保険分（全ての方）	後期高齢者支援分（全ての方）	介護保険分（40～64歳の方）	子ども・子育て支援金分
所得割率	加入者の 基準総所得×7.64%	加入者の 基準総所得×3.27%	加入者の 基準総所得×3.03%	
均等割額	加入者数 × 27,600円	加入者数 × 11,500円	加入者数 × 16,900円	
平等割額	1世帯につき20,000円	1世帯につき8,400円		
課税限度額	65万円	24万円	17万円	